

## 訪問型サービス（サービスA）

（訪問型サービス【独自】 サービスコード：A 3）

サービス内容	○訪問介護サービスに定められている生活援助 ○サービス提供の時間⇒45分以上 ○自立支援を基本とし、利用者の能力を奪わないこと、できることは自力で取り組んで頂く
対象者	○要支援認定者及び事業対象者
サービス提供の考え方	○現行相当サービス対象者以外で、介護保険事業所によるサービスが必要なケース  ※状態等踏まえながら、住民主体によるサービスの利用を促進
事業の実施方法	○事業者指定(すべての事業所において改めて申請が必要)
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 専従1人以上</li> <li>・従事者必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</li> <li>・訪問事業責任者従事者のうち必要数 【資格要件:従事者に同じ】</li> </ul> ※支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規定等の説明、同意</li> <li>・訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理</li> <li>・廃止、休止の届出と便宜の提供等</li> <li>・秘密保持</li> <li>・事故発生時の対応</li> </ul>
サービス提供者	○指定訪問介護事業所の従事者
ケアマネジメント	○原則的なケアマネジメントのプロセスにて実施（ケアマネジメントA）
個別サービス計画	○必要に応じて作成
計画期間	○介護予防訪問介護に準じる
単価	週1回程度 1月につき 934 単位 週2回程度 1月につき 1,868 単位  ※加算なし
利用料	○1割相当 ※一定以上所得者は、2割相当
給付管理	○対象 ・要支援者⇒介護度による予防給付の支給限度額 ・事業対象者⇒予防給付の要支援1の支給限度額
事業者への支払	○国保連経由での審査・支払